

審 議 結 果

次の審議会を下記のとおり開催した。

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和6年2月6日（火）14:00 から 16:00

開催場所

県庁東庁舎 11階 111会議室

出席者

樋田 大二郎	青山学院大学教授【部会長】
天野 潔	神奈川県書店商業組合事務局
岸 真介	神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長
佐藤 大輔	神奈川県社会福祉協議会施設部会
松田 哲治	神奈川県公立中学校長会副会長

審議経過

○（樋田部会長）

それではここからは私の方で会議を進めていきたいと思えます。

本日は出席委員5名で、児童福祉審議会規則で定める定足数を満たしております。

皆様よろしくお願ひいたします。

傍聴者はおりません。

それではこれより議事に入らせていただきます。

本日の議題についてはお手元の次第でございますように、協議事項として、「令和5年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書について」がございます。

また報告事項として「有害興行（映画）の指定について」がございます。

これから16時まで効率的に議事を進めて参りたいと考えておりますので委員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

前回の部会でご報告いたしました、優良図書の推薦にあたっての個々の選考過程の部分については非公開とさせていただきます。

それでは、協議事項「令和5年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書について」に移りたいと思えます。

児童福祉審議会規則第8条におきまして、当部会は芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦に関する事項を分掌することとされております。

この規定に基づき本日は、優良図書を推薦したいと考えております。

それでは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○（事務局）

資料の御説明をさせていただきます。

資料1は、推薦候補図書一覧です。

資料2は、予備調査報告書です。

資料3は、「神奈川県児童福祉審議会優良文化財推薦に関する事務取扱要領」です。以下「事務取扱要領」とさせていただきます。

資料4は、「優良図書推薦手続等にかかる留意事項について」です。

それでは始めに、資料1「推薦候補図書一覧」を御覧ください。

こちらは、今年度の推薦候補図書37作品を資料2の「予備調査報告書」に基づき、対象区分別にまとめました。

なお、年齢区分については、明確な基準はなく、その都度、便宜上、設けられているものであり、あくまでも「目安」になります。

資料1の一覧では、著者や出版社が希望された年齢区分で分けています。

次に、資料2「予備調査報告書」を御覧ください。

こちらには、推薦候補図書37作品について、資料3「事務取扱要領」第3「推薦の要件」と第4「推薦の基準」の該当性について、県立図書館司書により予備調査を実施した報告書となります。

予備調査報告書の内容ですが、例えば1作品目で見えますと、一項目から図書名、報告書作成年月日、報告者と続き、次に、要件該当性とあります。

こちらでは、「事務取扱要領」第3に規定する「推薦の要件」に該当する可能性の有無を確認しています。

「こども家庭審議会の推薦図書以外の文化財であり、児童の健全育成に資するものと期待できる文化財である可能性があるか」という具合に、国の推薦図書でない場合は、①にチェックが入り、国の推薦図書の場合は、②にチェックが入ります。

さらに、②に該当し、「事務取扱要領」第3のただし書きにも該当する場合は、③にチェックが入り、「この部会において特例で推薦できる可能性が有る」ということになります。

今回の推薦図書には、こども家庭審議会の推薦図書に該当する図書が1冊ございました。

予備調査報告書の33ページ目の図書、「スクラッチ」になります。

こども家庭審議会の推薦図書に関しましては、図書に付箋を貼ってあります。

続きまして、基準該当性になります。

こちらでは、「事務取扱要領」第4に規定する「推薦の基準」に該当する可能性の有無を確認しています。

最後に、書評等になります。

こちらには、図書のあらすじ、作者の経歴、県立図書館司書の書評、そして発行年と県立図書館司書が考えた対象区分が記されています。

今回は、出版社からの申請のあった年齢区分と、「予備調査報告書」の年齢区分で相違があった推薦候補図書が3冊ございました。

当該推薦図書に関しては、この後御試読いただく予定の図書に付箋を貼ってあります。

なお、欄外にコメントが記載されているものにつきましては、県立図書館司書によるコメントです。

以上が、予備調査報告書の内容となっています。

続きまして、資料3「神奈川県児童福祉審議会優良文化財推薦に関する事務取扱要領」を御覧ください。

こちらでは、個人や団体からの候補図書の受付から、審査要件や審査基準などについて記されており、当部会ではこれらに従い、優良図書の推薦の手続きを行っています。

「事務取扱要領」第5の「申請」は、個人推薦に係る規定です。

「事務取扱要領」第6の「推薦候補文化財の情報提供依頼」は、団体推薦に係る規定です。取りまとめを行っております神奈川県新聞社からは30冊の候補図書が報告されました。

「事務取扱要領」第9の「図書に係る審査手続」は、県立図書館司書が調査する「予備調査」

に係る規定となります。

次に、「事務取扱要領」第12の「広報」に基づきまして、審議会で推薦優良図書の決定後、優良図書の表紙画像ポスターを作成し、県内の小・中・高等学校、及び関係機関に配布するほか、優良図書の表紙画像と概要を盛り込んだリーフレットを青少年課のホームページに掲載し、広く県民への周知を図っております。

なお、昨年天野委員から、各書店に推薦優良図書のポスターが送付される前に書籍を店頭に入荷しておきたいので、事前に発注ができるよう配慮して欲しいとのご要望をいただきましたことを受け、県内の書店・古書店・雑誌出版社・書籍出版社・コンビニエンスストアの業界団体等には、ポスター配布に先立ち、来月開催される「神奈川県図書関係業界協議会」の場で情報提供することとします。

以上が、事務取扱要領の内容となっております。

次に、資料4「優良図書推薦手続等にかかる留意事項について」では、推薦手続きの概要とこれまで長年にわたる優良図書の審議や推薦事務の中で整理されてきた内容がまとめられています。

こちらの資料は、前回の児童福祉審議会で配布・説明をさせていただいておりますので、今回は説明を割愛させていただきます。

続いて、委員の皆様には本日も行っていただきます推薦候補図書の「試読の方法」について、御説明させていただきます。

本日御出席の委員の皆様、5名で振り分けをさせていただき、机上に御用意させていただきました。

委員の皆様には、資料2「予備調査報告書」、資料3「事務取扱要領」第4の「推薦の基準」、資料4「優良図書推薦手続等にかかる留意事項について」の5「その他確認事項」を御確認いただきながら推薦候補図書の試読をお願いしたいと思います。

推薦候補図書は、一冊あたり少なくとも2名の委員の方に試読を行っていただきます。

試読の時間配分についてですが、最初の20分間で委員の皆様には机上に置いてあります推薦候補図書を試読していただきます。

お時間になりましたら、お声掛けをしますので一旦試読をおやめ下さい。

委員の皆様が読み終わった本は、事務局職員が次の委員のお席までお運びいたします。

続いて、事務局から受け取った推薦候補図書を同じく20分間で試読していただきます。

こちらもお時間になりましたら、お声掛けをしますので一旦試読をおやめ下さい。

最後に、すべての推薦候補図書を委員の皆様から見て右手テーブルに置きますので、残りのお時間で気になられた図書を試読していただきます。

特にこども家庭審議会の推薦図書に関しましては、原則は推薦の対象外となりますが、特例として推薦するか否かの視点で御確認いただきたいと思います。

こちらは時間内であれば何冊でも試読していただいて構いません。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○（樋田部会長）

ありがとうございます。

それでは、ここから15時15分を目安として閲覧の時間とさせていただきたいと思います。

皆さんのお手元にある本を早速読んでいただいて、何か気になることがあったらメモ等取っていただいて、そして20分後に次の束を持ってきていただくというそういう手順になります。

それでは始めましょう。

<試読時間（1回目）>

○（事務局）

時間になりましたので試読をお止めください。
それではただいまから20分間試読をお願いします。

< 試読時間（2回目） >

それでは時間になりましたので試読をお止めください。
今から20分間最後の試読をお願いいたします。

2回目の試読をお願いさせていただいている方も読み終わりましたら、こちらのご興味のある本を読んでいただいで結構です。

それではお時間となりましたので、委員の皆様、閲覧ありがとうございました。
それではここからは協議に移ります。

【審議結果】

「令和5年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書について」は、神奈川県児童福祉審議会要領に基づき調査審議が行われ、36冊の候補図書を優良図書として推薦することが決定された。

はい、それでは事務局の方で整理していただけますか。

○（事務局）

「つかれたときに開く絵の本」が小学校高学年に変更。

「ちきゅうのかいだん」については、幼児以上から小学校低学年に変更。

中学生以上のところのカテゴリーの「スクラッチ」については推薦から除く。

それから34番「ファミリーマップ」については中学生以上から小学校高学年に変更ということ
でよろしいでしょうか。

なお、「魔女のマジョランさん」は、小学生中学年以上の原案通りということで変更なしとい
う形ですね。

○（樋田部会長）

はい。その他何か意見ありますでしょうか。

1つ1つの作品だけではなくて、今回予備調査していただいた部分であるとか、今回のような
審査の仕方について何か皆さんの方でご意見ありますか。

それでは特にないということにさせていただきます。

先ほどの決定、1冊外して対象学年を3冊変えたということで決定させてください。

それでは推薦者には、この後委員長名で結果を通知していきたいと思しますのでご承知おき
ください。

皆様ありがとうございました。

○（樋田部会長）

続きまして報告事項、「有害興行の指定について」事務局から説明をお願いします。

○（事務局）

有害興行の指定についてご報告させていただきます。
お手元にある資料をご覧ください。

<資料5に基づき事務局から報告>

○（樋田部会長）

はい、ありがとうございました。
この報告事項についてご質問等ございますでしょうか。

○（岸委員）

毎回不思議に感じるんですが、この映画を興行する映画館は、ある程度特定した映画館と決まっているのですか。

○（事務局）

そうです。

○（岸委員）

公報を出す意味がないとは思いますが、今の子どもたちはスマホでもっと際どい画像を無料で自由に見れる時代だと思いますので、これはこれで良いのですが、例えばスマホとかSNSの世界の中で動画を青少年が簡単に見れてしまうことを議論した方がよいのではないかと思います。

○（天野委員）

この2月2日というのは、今現在2月にやっている映画なのでしょうか。

○（事務局）

そうです。上映中の映画です。

○（樋田部会長）

岸委員がおっしゃったことは重要なテーマになっていると思います。

スマホの問題として、本部会が扱ってきたわけですが、スマホ以外に自宅でパソコンで見ている可能性もありますし、そうした有害なコンテンツをどのようにして子どもに悪い影響を与えないようにできるのかということは、多分この後もずっと議論し続けなければいけないことになるのだろうと思っています。

実際にこの社会環境部会も何年間も議論していて、例えばスマホを販売する業者にフィルタリングをどのように積極的にかけさせるかなどそういう議論をしています。

また、今後困った状態になっているのではないかというのが見えてきたときには、すぐに対策を新たにしているというのが私たちの会の仕事と思っています。

この映画館に関しては、数年前に1度調査をしていて、それでこの規制をかけることが神奈川県全体の映画館全体にとって非常に良い影響があるという結論だったと記憶しておりますので、事務局において、次年度の最初の回でそのときの調査結果がどのようなものであったかを確認する作業を入れていただくと良いと思います。

○（天野委員）

県内で対象の映画館は何件ありますか。

○（樋田部会長）

1件です。

○（樋田部会長）

この映画館にもインタビューをしましたし、興行組合にもインタビューをしました。
次年度始まった最初にその時の報告書があると思いますのでよろしくお願ひしたいと思いま
す。

幹事の方何かありますでしょうか。

○（事務局）

皆様大変お忙しい中、大変熱のある議論をしていただきましてありがとうございました。それ
から先ほどの有害興行に関しましては、部会長からお話いただいた通りこれまでの経緯等も踏
まえてまとめたものを次回お出ししたいと思います。

以上です。

○（樋田部会長）

ありがとうございます。

最後に次年度の日程ですが事務局ではいつ頃を考えていますでしょうか。

○（事務局）

現在の児童福祉審議会委員の任期が7月の末で満了となります。

そのため、次回開催は次期委員の改選後の秋を予定しております。

よろしくお願ひします。

○（樋田部会長）

それでは、これで本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了します。

長時間に亘るご協議、大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。

これで終了とさせていただきます。